

# 勝又被告 再び有罪

## 今市事件 東京高裁判決



勝又被告に控訴審判決を言い渡した東京高裁の法廷。上段中央が藤井敏明裁判長＝3日午前(代表撮影)

## 一審に続き無期懲役 自白信用性が最大争点

2005年12月、日光市(旧今市市)大沢小1年だった吉田有希ちゃん(当時7)が殺害された今市事件で、殺人罪に問われた鹿沼市西沢町、無職勝又被告(36)の控訴審判決が3日午前10時半から、東京高裁で開かれた。藤井敏明裁判長は、無期懲役を言い渡した一審宇都宮地裁の裁判員裁判判決を破棄したが、被告に改めて無期懲役を言い渡した。

勝又被告は殺人容疑で述を変遷させ、一審からはの逮捕後の14年6月、殺害現場を茨城県常陸大宮市の遺体発見現場の林道としていた。有力な物証がない中、控訴審では一審に続き、自白した。しかしその後、供



殺人容疑で再逮捕後、送検される勝又被告＝2014年6月5日、今市署

弁護団は、自白は検察官に誘導された虚偽の内容だと指摘。自白通りの殺害は不可能で、現場にあるはずの大量の血痕がないことから「別の場所での殺害された」「自白調書の信頼性は全くない」と訴えていた。

DNA型鑑定でも、女兒の遺体などから被告の型が検出されなかったことを強調し「出所不明の型があり真犯人の可能性があると主張していた。

一方、検察側は「6、7秒で10個の刺創を付けるのは何ら不可能ではない」と反論。林道が殺害現場で矛盾はないとしていた。DNA型鑑定についても、DNAは必ず付着するものではなく、出所不明の型についても「犯人の存在を示すものではない」と否定していた。

控訴審では、東京高裁が殺害日時に約13時間の幅を持たせ、殺害場所を「栃木県内、茨城県内またはそれら周辺」と広げる追加の訴因変更を請求。高裁が認める異例の展開をたどっていた。

**今市事件 2005年**

5年12月1日、日光市(旧今市市)木和田島で、下校途中だった大沢小1年の吉田有希ちゃん(当時7)が、何者かに連れ去られ翌2日、約60キロ離れた茨城県常陸大宮市の山林内で遺体が見つかった。

14年6月3日、商標法違反で起訴されていた勝又被告が殺人容

疑で再逮捕され、取り調べに容疑を認めたが、一審宇都宮地裁の裁判員裁判では一転して全面否認。有力な物証がない中、地裁は、取り調べ時の録音録画映像から捜査段階の自白の任意性や信用性を認定。16年4月、自白と客観的事実を総合的に判断し、無期懲役判決を言い渡した。

下野新聞

しもつけ

発行所 宇都宮市昭和1丁目8番11号

〒320-8086

下野新聞社

電話 028-625-1111

郵便振替口座 00180-1-623433

©下野新聞社2018

読者室 028-625-1179

(受付 月～金・午前10時～午後6時)

編集局 028-625-1121

販売 028-625-1120(販売)

事業局 028-625-1134(事業・教育)

営業局 028-625-1133(広告)

下野新聞社ホームページ

<https://www.shimotsuke.co.jp/>

号外

下野新聞1週間無料お試しキャンペーン実施中!

お申し込みはフリーダイヤル 0120-810081

